

平成 18 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（マーク式）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. 受験番号と氏名は、解答用紙上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。さらに解答用紙の指定の欄をマークすること。
 3. 解答は、必ず解答用紙の指定の欄をマークすること。
 4. 解答用紙の解答欄にマークするときには、すべてHBの黒鉛筆を使用し、また、次の解答例に従うこと。
(解答欄12) と表示のある問いに対して、「3」と解答する場合は、右に示すように解答欄 (12) の ③ にマークすること。
 5. 解答に際し、解答用紙の「注意事項」を必ず読むこと。
 6. 下書きの必要があれば、問題冊子の余白を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
 7. この問題冊子は16頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。

(12)
①
②
③
④

憲法

(解答欄1) 以下の0から3の記述のうち、判例に照らし、正しいものはどれか。

0. 指紋は、信条と異なりそれだけでは個人の私生活あるいはプライバシーを侵害する危険性は低いが、憲法13条は一般的行為の自由を保障しているから、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するというべきであり、国が正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、わが国に在留するにとどまる外国人には、上述の自由は原則として及ばない。
1. 罪証隠滅の防止等を目的とする未決勾留においては、監獄内の秩序を維持し正常な状態を保持するという目的に照らし、必要な限度で被拘禁者に合理的な制限を加えることができ、規則によって喫煙を禁じられているとしても、喫煙による罪証隠滅・火災発生による逃走を防ぐ必要性があり、他方制限されることになるタバコは生活必需品とはいえずその禁止が人体に直接障害を与えるものではないから、未決勾留中の喫煙の禁止は必要かつ合理的な制限ということができ、憲法に反しない。
2. 個人は、その承諾なしに、みだりにその容ぼうを撮影されない自由を憲法13条によって保障されているから、警察官が、正当な理由なく、個人の容ぼう等を撮影することは憲法に反するが、現に犯罪が行なわれているような場合で、証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が相当な方法をもって行なわれるときには、承諾なしに犯人の撮影を行なうことができる。しかし、撮影の対象の中に、第三者である個人の容ぼうが含まれるときには、撮影に当たって憲法35条により裁判所の令状が必要である。
3. 前科は、人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されない自由を有するが、弁護士がその受任事件に関して、所属弁護士会を通して地方公共団体に照会してその有無を知らせよう求めてきたような場合には、前科にかかわる事項は公正な裁判の実現のために必要なものであるから、地方公共団体は、犯罪の種類、軽重を問うことなく、前科等のすべてを報告しなければならない。

(解答欄 2) 憲法14条 1項に関する以下の 0 から 3 の記述のうち、正しいものはどれか。

0. 平等の意味について、判例は、通説と同様に、絶対的平等の意味に解しているが、通説と異なり、判例は、憲法14条 1項後段に掲げられる事由は例示であり、地域・年齢などの場合と同様に、合理的な理由に基づく区別は憲法に反しないとする立場をとっている。
1. 憲法14条 1項にいう「法の下での平等」について、通説は、法適用の平等ではなく法内容の平等を意味するから、行政権と立法権を拘束するが、司法権まで拘束するものではないと解している。
2. 憲法14条 1項後段に掲げられている信条によって差別的取扱いをすることは禁じられるが、判例は、営業の自由の要請をも踏まえると、その事業が特定のイデオロギーと本質的に不可分の場合には、被雇用者に特定のイデオロギーの承認等を求めることができるとする。
3. 憲法14条 1項後段の事由の門地に尊属・卑属が含まれるかという点について、通説は、判例と同様に門地に含まれるとしつつ、尊属殺重罰規定の合憲性については判例と異なり、厳格な審査基準を適用して違憲と解すべきとしている。

(解答欄 3) 信教の自由に関する以下の 0 から 3 の記述のうち、正しいものはどれか。

0. 通説によれば、宗教上の行為として加持祈祷がなされる場合には、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使が予想されるから、法律によって加持祈祷行為そのものを一律に禁止したとしても、憲法に反しない。
1. 宗教法人法の定める宗教法人に対する解散命令の制度は、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図に出たものであるが、それは解散命令に伴う間接的・付随的な制約を課すにとどまるものであり、必要やむをえない規制である、とするのが判例である。
2. 判例は、信仰上の理由から剣道実技の履修を拒否したために公立高等専門学校生が退学処分となった事案について、処分が裁量権を逸脱しているとして違法と判示したが、履修拒否の理由については、公教育の宗教的中立性の観点から学校側が調査をするべきではないとした。
3. 憲法20条 3項は、国が宗教教育を行うことを禁止しているが、通説によれば、宗教に関する寛容の態度や宗教の社会生活における地位を教えることを目的にする教育を国が行うことは憲法に反しない。

(解答欄 4) 知る権利に関する以下の 0 から 3 の記述のうち、正しいものはどれか。

0. 知る権利は、伝統的な自由権としての性格にとどまらない請求権としての側面を有し、法律の制定によって政府に情報公開を請求することができるが、通説は、法律が存在しない場合には直接憲法21条に基づいて国に情報公開を請求できると解している。
1. 報道のための取材の自由は、知る権利の自由権的性格に由来する重要な権利であるが無制約ではなく、公正な裁判の実現との調整から制約を課される場合があり、判例は、そのような場合には、単純な公共の福祉論ではなく、明確性の原則によってその合憲性を判断するとしている。
2. 新聞閲読の自由は、個人が自己の思想および人格を形成・発展させ、また、民主主義社会における思想および情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なものであり、憲法19条、21条の規定の趣旨、目的から、その派生原理として当然に導かれる、とするのが判例である。
3. アクセス権は、マス・メディアに対する請求権としての性格を有するから、一般的にはその具体化のためには法律の制定が必要であるが、判例は、当事者の一方が情報の収集等に強い影響力をもつ全国紙である場合には、憲法21条の規定から直接に、反論文の掲載請求権が他方の当事者に生じるとしている。

(解答欄 5) 以下の 0 から 3 の記述のうち、正しいものはどれか。

0. 二重の基準の理論は、非営利的な表現の規制には明白かつ現在の危険などの厳格な審査基準を適用し、営利的な表現の規制には LRA の基準のような緩やかな審査基準を適用するというものである。
1. 明白かつ現在の危険の法理は、実質的害悪を引き起こす明白かつ現在の危険が存在する場合に表現行為を規制しうるとするものであり、アメリカではレモン・テストとして知られる、厳格な審査基準である。
2. 最高裁は、表現の時、所、方法に関する規制について、内容規制の場合と同様に、立法目的の達成にとって必要最小限度の規制手段か否かを合憲性の判断に当たって特に重視する LRA の基準を適用している。
3. 事前抑制の理論は、表現活動を事前に抑制することは認められないとするものであるが、最高裁は、いわゆる北方ジャーナル事件で、裁判所による事前差止めは検閲にはあたらないが、事前抑制そのものであると判示した。

(解答欄 6) A・Bに関する以下の0から3の記述のうち、正しいものはどれか。

A 租税法の定立に関して広汎な立法裁量が認められる根拠として、判例は、納税の義務が憲法上明定されていること、租税は財政需要の充足という本来の機能の他に所得の再分配や景気の調整など多様な機能を果たしていること、課税要件等を定めるにあたり極めて専門技術的な判断が求められること、を挙げている。

B 憲法84条は、あらたに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律または条例の定める条件によることを必要とする、と規定している。

0. AもBも誤りである。
1. Aは正しいが、Bは誤りである。
2. Aは誤りであるが、Bは正しい。
3. AもBも正しい。

(解答欄 7) A・Bに関する以下の0から3の記述のうち、正しいものはどれか。

A 内閣が総辞職しなければならないのは、衆議院が不信任の決議案を可決し、または信任の決議案を否決した場合において、10日以内に衆議院が解散されないとき、内閣総理大臣が欠けたとき、衆議院議員総選挙の後にはじめて国会の召集があったとき、である。

B 衆議院の解散は、国家統治の基本に直接関わる高度に政治的な国家行為であるが、一見極めて明白に違憲無効の場合には司法審査の対象になる、とするのが判例である。

0. AもBも誤りである。
1. Aは正しいが、Bは誤りである。
2. Aは誤りであるが、Bは正しい。
3. AもBも正しい。

(解答欄 8) A・Bに関する以下の0から3の記述のうち、正しいものはどれか。

A 日本国憲法の定めるところによると、議院の本会議の定足数に関しては総議員の3分の1以上の出席が、議員資格争訟裁判により議員の議席を失わせる場合に関しては出席議員の3分の2以上の多数による議決が、議員を除名する場合に関しては出席議員の3分の2以上の多数による議決が、憲法改正の発議に関しては出席議員の3分の2以上の多数による議決が、それぞれ要求されている。

B 両議院の会議は公開を原則とするため、出席議員の3分の2以上の多数により秘密会を開くと議決した場合であっても、その会議の記録を保存し、これを一般に頒布しなければならない。

0. AもBも誤りである。
1. Aは正しいが、Bは誤りである。
2. Aは誤りであるが、Bは正しい。
3. AもBも正しい。

(解答欄9) A・Bに関する以下の0から3の記述のうち、正しいものはどれか。

A 憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきである、とするのが判例である。

B 政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、右処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない、とするのが判例である。

- 0. AもBも誤りである。
- 1. Aは正しいが、Bは誤りである。
- 2. Aは誤りであるが、Bは正しい。
- 3. AもBも正しい。

(解答欄10) A・Bに関する以下の0から3の記述のうち、正しいものはどれか。

A 憲法82条によれば、裁判の対審および判決を公開法廷で行なうことが原則であるが、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると決した場合は、政治犯罪、出版に関する犯罪または憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審を除いて、対審および判決は公開しないで行なうことができる。

B 裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は裁判を傍聴することができるが、それは各人に裁判を傍聴することを権利として認めたわけではないが、傍聴に伴う筆記行為の自由は公開裁判の趣旨と精神に照らし尊重に値するものとして憲法上の保障を受ける、とするのが判例である。

- 0. AもBも誤りである。
- 1. Aは正しいが、Bは誤りである。
- 2. Aは誤りであるが、Bは正しい。
- 3. AもBも正しい。

民法

以下の文章の正誤を判断し、正しい場合には解答欄の0をマークし、誤っている場合には1をマークしなさい。

(解答欄11) 次の記述は、すべて誤りである。

普通失踪の場合には、失踪の時から7年経過しなければ失踪宣告の請求はできないが、失踪宣告がなされるとさかのぼって失踪時から死亡していたものとみなされる。

危難失踪の制度は、認定死亡制度があるので、平成16年(2004年)の民法改正に際して廃止された。

失踪宣告によって財産を得た者が、その財産を処分した場合に、相手方が善意であれば、その後に失踪宣告が取り消されても、その行為の効力は失われることはないというのが判例である。

失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚をしている場合に、失踪宣告が取り消されても、後婚を優先し前婚は復活しないという明文規定が、民法親族編には置かれている。

失踪宣告がなされると、たとえ失踪者が生存していようと、死亡と擬制される結果、その権利能力が失われる。

(解答欄12) 次の記述で、ア)イ)の2つの説明がいずれも正しいのは、 だけである。

ア) 消滅時効について、確定効果説を採用すると、債権は時効完成と同時に当然に消滅する。

イ) この立場では、第一順位の抵当権の被担保債権につき消滅時効が完成した場合に、後順位の抵当権者もその時効を援用することができる。

ア) 判例は、時効の援用権者について、時効により直接利益を受ける者に限定している。

イ) 判例によれば、第一順位の抵当権の被担保債権につき消滅時効が完成した場合に、後順位の抵当権者はその時効を援用することができない。

ア) いわゆる訴訟法説(ないし法定証拠説)では、債権は消滅時効の完成により消滅するのではなく、その強制力が消滅するだけである。

イ) この立場では、第一順位の抵当権の被担保債権につき消滅時効が完成した場合に、後順位の抵当権者はその時効を援用することができない。

(解答欄13) 以下の見解はいずれも判例の立場である。

【見解1】 他人の土地の上に不法に建物が建築され、建物所有者以外の名義で建物所有権保存登記がされた場合に、これにつき名義人の同意があったとしても、土地所有者は建物の登記名義人に対して建物収去土地明渡しを請求することはできない。

【見解2】 他人の土地の上に不法に建物が建築され、建築をした建物所有者がその名で保存登記をし、その後第三者にこの建物を譲渡した場合には、建物につき移転登記がされていなければ、土地所有者は譲渡人である建物の登記名義人に対して建物収去土地明渡しを請求することができる。

(解答欄14) 以下の説明について正しい説明のみを組み合わせたものは、下記の組合せの中にはない。

【説明1】 無主の物を所有の意思をもって占有するとその物についての所有権を取得するが、他人の物を無主物だと思って占有しても、取得時効が完成するまでは所有権を取得する余地はない。

【説明2】 遺失物を拾った者は、必要な手続を行った後6ヶ月以内に所有者が現れなければ、その物の所有権を取得できるが、民法上は報酬請求権までは規定されていない。

【説明3】 所有者を別にする物(たとえば砂利)が混和してしまった場合、付合とは異なって、その量の主従・比率のいかんを問わず混和物全体についての共有が成立する。

【説明4】 他人の物に加工をした者がその加工物の所有権を取得するためには、加工によって生じた価格が元の物の価格を上回るだけでは足りず著しく上回る必要があるが、加工者が材料を付け加えている場合には、材料の価格と加工により生じた価格とを加えたものが元の物の価格を上回るだけで、加工者が加工物の所有権を取得する。

[組合せ]

A 【説明1】 【説明2】 【説明3】 【説明4】

B 【説明2】 【説明3】 【説明4】

C 【説明2】 【説明4】

D 【説明3】 【説明4】

(解答欄15) 次の文章の には下記の選択肢の と は入らない。

最高裁は、当初、単に不法占有というだけでは抵当権を侵害するものではないとして、抵当権者の不法占有者に対する妨害排除請求を退けた（最判平 3・3・22）。ところが、その後、最高裁は、傍論として抵当権侵害を肯定しつつ、原告が債権者代位権を主張していたため、 を保全するために債権者代位権に基づく妨害排除請求を認めた（最大判平 11・11・24）。更にその後、最高裁は、抵当権に基づく妨害排除請求を認容した（最判平 17・3・10）。すなわち、抵当建物が執行妨害のために賃貸、転貸されており、Y（転借人）の「占有により本件建物及びその敷地の交換価値の実現が妨げられ、X〔抵当権者〕の の行使が困難となるような状態がある」と認め、また、建物の所有者であるA社は、本件建物に長期の賃借権を設定し、A社の代表取締役は、Yの関係者であるから、「A社が本件抵当権に対する侵害が生じないように本件建物を適切に維持管理することを期待することはできない」ことから、「Xは、Yに対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、直接自己への本件建物の明渡しを求めることができるものというべきである」と判示した。ただし、 の損害賠償請求は、抵当権者に利用権限がないので退けられた。

[選択肢]

賃料相当額、	被担保債権、	優先弁済請求権
債権侵害、	抵当不動産の価値維持保存請求権	

(解答欄16) 平成15年（2003年）の民事執行法の改正により、抵当権の実行として、抵当不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法が認められることになり（民事執行法180条2号。いわゆる収益執行）、これにあわせて民法371条も改正され、履行遅滞により直ちに果実に抵当権の効力が認められることになった。この結果、賃料債権については、もはや抵当権の物上代位は認められなくなったものと考えられている。

(解答欄17) 次の説明の中には、誤った説明が正しい説明よりも多い。

【説明1】 詐欺または強迫により婚姻をした者は、その婚姻を取消することができるが、家庭裁判所に取消しを請求しなければならず、当事者が詐欺を発見しまたは強迫を免れてから3ヶ月を経過した場合には、もはや取消権は消滅する。

【説明2】 未成年者の婚姻には、父母の同意はその意思を表示できない特別の事情がない限り必ず必要であり、一方が同意をしていても他方が同意をしない場合には、未成年者は婚姻をすることができない。

【説明3】 女は、前婚の解消または取消しの日から6ヶ月を経過しなければ再婚をできず、これに違反した婚姻は取消しの対象となるが、前婚の解消または取消しから6ヶ月を経過してしまえば、待婚期間未経過を理由とする取消しはもはや請求することはできない。

【説明4】 婚姻の取消しがあった場合には、当事者は婚姻によって財産を得ていても、現に利益を受けている限度において返還すればよく、これは取消しの原因を知っていた当事者についても同様である。

【説明5】 不適齢者の婚姻届が受理されてしまった場合に、不適齢者が適齢に達した場合には不適齢を理由とする婚姻の取消しを請求できなくなるが、不適齢者自身については、適齢に達してからも追認をしない限り3ヶ月間は取消しを請求することができる。

以下の文章を読み、正しい選択肢を0から3の中から1つ選んで解答欄にマークしなさい。

(解答欄18) 次の債権者代位権についての説明の中から、判例に照らして正しい説明を選び解答欄にマークしなさい。

- 0 債権者代位権を行使できるためには、債務者が請求されても権利行使をしないことが必要である。
- 1 金銭債権を代位行使して代位債権者が自己への支払いを求めるのは、強制執行制度を潜脱するものであり許されない。
- 2 金銭債権を保全する場合には、債務者の無資力要件は必ず必要である。
- 3 債権者が金銭債権を訴訟により代位行使し、これを債務者に通知したならば、差押えと同様の効力が認められる。

(解答欄19) 次は学生同士の会話であるが、発言の正誤についての組合せとして正しいものを選択肢から選び解答欄にマークしなさい。

- A 自分の死後に財産をどうするか生前に決めて処分しておく方法として、遺贈と死因贈与があるけれど性質として何が違うのだった。
- B 遺贈は相手方のある単独行為、これに対して、死因贈与は契約だよ。
- C ところで、死因贈与は贈与契約の一種だから、贈与契約の規定によるようだけど、その性質に反しない限り、遺贈についての規定によることになってるね。どんな問題があったかな。
- D 遺贈では受遺者が遺贈者よりも先に死亡した場合には、遺贈の効力は認められないけど、死因贈与では既に契約が成立しており、受贈者に不確定期限付きの債権が帰属しているので同じように考えてよいのか、といった問題があったね。
- E 遺言の方式については、死因贈与に準用されないというのが判例・通説だね。
- F 他にも、死因贈与を贈与者が自由に撤回できるのかという問題があって、判例はこれを肯定しているね。

[選択肢]

- 0 Cの発言のみが誤っている。
- 1 BとFの発言のみが誤っている。
- 2 DとEの発言のみが誤っている。
- 3 誤った発言はない。

(解答欄20) 次の過失相殺についての説明について、判例に照らして正しい説明を組み合わせたものを選択肢から選び、解答欄にマークしなさい。

夫が妻を同乗させて運転する自動車と第三者が運転する自動車とが、その第三者と夫との双方の過失の競合により衝突したため、傷害を被った妻がその第三者に対し損害賠償を請求する場合の賠償額の決定については、この夫婦の婚姻関係が既に破綻に瀕しているなど特段の事情のない限り、夫の過失を被害者側の過失として斟酌することができる。

同乗者が恋愛関係にあれば、いまだ婚姻も同居もしていない場合であっても、運転者の過失を斟酌して過失相殺をすることができる。

被害者本人が幼児である場合において、被害者側の過失とは、例えば被害者に対する監督者である父母ないしはその被用者である家事使用人などのように、被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者の過失をいい、両親より幼児の監護を委託された保育園の保母の監護上の過失につき、過失相殺をすることは認められない。

従業員が使用者所有の自動車を運転中、他人の不法行為による事故のためこの自動車が損傷を受けた場合、使用者の自動車所有権侵害による損害賠償請求について、当該従業員の過失を斟酌して過失相殺をすることができる。

[選択肢]

0

1

2

3

刑 法

以下の各記述を読み、それが適切であれば1を、適切でなければ2をマークしなさい。

- (解答欄21) 最高裁判所の判例によると、行為者の精神状態が刑法39条にいう心神喪失または心神耗弱に該当するかどうかは「法律判断」であり、「専ら裁判所の判断に委ねられ」ている。
- (解答欄22) 甲は、カラーコピー機を用いて1万円札10枚を偽造し、A時計店で高級腕時計を購入しその支払いにあたって、これを真正の銀行券とともに使用した。甲の行為については、通貨偽造罪、偽造通貨行使罪、詐欺罪という3罪が成立し、全体が牽連犯として処断される。
- (解答欄23) 被害者に対する脅迫が原因となって傷害の結果が発生したとき、たとえ行為者に傷害結果の発生について故意がなくても、傷害罪(204条)が成立する。
- (解答欄24) 実行の着手後において共犯関係からの離脱が認められるためには、離脱しようとする者が共犯者の実行を阻止するか、または結果の発生を妨げることが要件となるとするのが、最高裁判例の立場である。
- (解答欄25) 公文書の起案等を職務とする補助公務員が、その職務に関して内容虚偽の文書を起案し、作成権者たる上司にこれに押印・署名させ、虚偽の公文書を完成させたというケースでは、補助公務員は文書の作成権者ではない以上、無形偽造とはならず、虚偽公文書作成罪の成立の余地はないとするのが最高裁判例の立場である。
- (解答欄26) 甲が、刑事未成年者である乙(13歳)と共同してAに対する強盗を実行したとき、判例の立場によると、乙は責任無能力者であることから、甲が強盗の共同正犯として処罰される余地はない。
- (解答欄27) ドイツ国籍の甲が、フランス国内で、日本人Aに対し強盗を行った。甲は、Aを中国人だと思っていた。ドイツ人である甲の行為について日本刑法の適用がある。
- (解答欄28) 甲は、自己所有の家屋で自分以外に家族2人が居住する建造物において、神棚の口ウソクに火を付けたが、その口ウソクが傾斜して壁紙に火がつき、さらに家屋に延焼する危険があることを知りながら、火災になれば保険金がとれると考えて、そのまま放置して外出したため、その家屋が焼失するに至った。家族2人は留守していたため無事であった。このケースで、刑罰法規適用の上では甲に死刑を言い渡すことも可能である。

(解答欄29) 最高裁判例は、道交法の酒酔い運転の罪と刑法の業務上過失致死罪とは、酒に酔った状態で運転したことが過失の内容をなすものである限りで、観念的競合であるとし、これに対し、ひき逃げのケースにつき、道交法上の救護義務違反の罪と事故報告義務違反の罪とは、2つの別個の不作為を観念できることから、併合罪となるとしている。

(解答欄30) Aがその指輪が盗品であることを知らずに買受け、これをさらに売却しようとして、Bに対し買主を探してくれるよう依頼した。Bは、その指輪が盗品であることを知りつつ、Cと交渉し、Cに対し100万円で売り渡す約束をした。このケースにおいて、民法上、指輪に対する被害者の回復請求権が失われていないとしても、Aが善意である以上、盗品性は消滅しており、Bの行為は本犯者を庇護する行為ではないことから盗品有償処分あっせん罪を構成しないとするのが判例の解釈である。